

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	本事業は、ラオス北部ウドムサイ県において、障がい者の社会活動への参加を促進することを目指し、障がい当事者およびその家族で構成する自助グループの活動を支援する。また、同グループが活動する地域において、障がい者や家族、村の委員会メンバーなどから成るネットワークを構築し、障がい者が抱える問題を地域社会で解決することができる環境を整える。加えて、国内最大の当事者団体であるラオス障がい者協会ウドムサイ県支部と協働して事業を実施し、同団体の能力を強化することで、同地域の障がい者間のネットワークを強化し、障がい当事者団体が主体となって障がいインクルーシブ推進事業を実施できる体制を構築する。 This project aims to develop inclusive communities in Oudomxay province in northern Laos by promoting the participation of persons with disabilities in social and economic activities, improving accessibilities in the region, and supporting the central association that consists of people with disabilities to take lead in the future activities.
(2) 事業の必要性と背景	(ア) ラオスにおける障がい者の現状 2015 年にラオス計画投資省が実施した国勢調査によると、ラオスの障がい者数は、5 歳以上の人口約 580 万人の 2.8%にあたる約 16 万人とされている。世界保健機関 (WHO) によれば、ラオスの障がい者数は、総人口約 680 万人の 10%にあたる約 68 万人とされており、国勢調査結果は現状を正確に把握できていない可能性が高い。原因としては、ラオス国内で障がい者に関する理解が広まっていないことが考えられるが、こうした障がいに関する知識の不足は、障がい者が安全に外出し公共サービスを受ける機会の提供など、必要な対策の遅れにつながり、結果としてラオス社会において障がい者の社会参加を妨げている。また、障がいに関する無理解から生じる差別の意識は根強く、問題が生じた場合も家族の枠を超えて支援を求めることは稀である。当会が 2018 年から 2020 年に先行事業地であるサヤブリー県およびウドムサイ県で実施した障がい者 160 名を対象にしたインタビューでは、約 4 割は初等教育から受けておらず、また日雇いや農作業の労働交換といった収入が不安定な労働であっても、過去 12 ヶ月間に約 6 割を占める 67 名は従事していない状況であり、家族の収入に頼った生活を送っている。さらに、日常生活で問題に直面した場合も、家族以外からの支援を得ることができたと回答したケースは 2 件だけであり、地域内の協力関係もあり見られない状況である。 ラオス政府は 2009 年に国連障害者権利条約を批准し、2019 年 4 月には障がい者の権利に関する法律が施行された。障がい者支援に関する政策も策定され、ラオス労働社会福祉省において障がい者支援を管轄する国家障がい者高齢者委員会 (National Committee for Disability and Elderly、以下 NCDE) によって地方政府機関などを対象にした全国的な普及活動や、障がいインクルーシブな社会の構築の重要性が認識され始めている。 NCDE の管轄の下、国際 NGO とともに障がい者支援に関わりラオスの障がい者支援の中心的な役割を担っているのが、国内最大の障がい当事者団体であるラオス障がい者協会 (The Lao Disabled People's Association、以下 LDPA) である。首都ビエンチャンに本部を構える LDPA は、NCDE とともに障がい者の権利や障がい者法の全国的な啓発活動を担い、同国の障がい者福祉政策に関わっている。一方で、全国に 10 以上構える県支部は、県労働社会福祉局の管轄の下、障がい者支援に取り組むものの、資金不足や限られた活動経験から、各県における障がい者支援活動や同県支部の活動は国際 NGO に依存しているのが現状である。 こうした中で当会は 2018 年から 2 年間にわたりサヤブリー県およびウドムサイ県にて障

がい者の自立を目指した小規模起業支援を実施するとともに、同県支部への小規模起業支援に関する事業運営の能力強化に取り組み、カウンターパートである NCDE 始め、政府関係各局との協力関係を築いてきている。ラオス政府による障がい者福祉に関する 5 カ年計画が策定されている中で、当会による継続的な活動に期待が高まっている。

(イ) 事業地、事業内容の選定理由

WHO によれば、世界の障がい者の約 80%以上が地方の農村地域に居住するとされているが、公共交通機関や基礎インフラの整備が限られていることから、障がい者が安全に外出し公共サービスを受ける機会が限られているのが現状である。

日本 NGO 連携無償資金協力による先行事業では、障がい者支援を実施する国際機関や他国際 NGO の支援が届いていないウドムサイ県およびサヤブリー県の計 5 郡において、160 名の就労の機会が限定される障がい者、主に女性の障がい者を対象とした。本事業の対象地は、同 2 県のうち、首都から遠くアクセスが難しいウドムサイ県に焦点を当て、先行事業で網羅できていない 4 郡を選定した。

地方都市および農村地域に住む障がい者が日常生活の中や生産活動を行う際に直面する課題として、地域社会の障がいに関する理解不足から生じる公共サービスや情報へのアクセスの難しさに加え、適切な支援を受けることができない環境がある。先行事業においても、生産活動で直面する課題として、資材購入や輸送の手配、農繁期などの労働力の確保など、障がい者やその家族同士で支援し合うことで補うことが可能なものが多く挙げられた。こうした状況を受け、本事業では、従来から整備された村の仕組みの中で障がい者の社会活動や経済活動への参加を促進することを目指し、障がい者、家族、村長をはじめとしたネットワークを構築し、これらの障がい者が直面する課題を地域の課題として包括的に取り組む「障がいインクルーシブな地域開発 (Community-Based Inclusive Development)」のアプローチを紹介する。

また、こうしたつながりの中で、共通の課題を持つ障がい者同士が、協力して日常生活の改善や生計活動に取り組んでいくことができるよう、障がい者とその家族で構成する自助グループの結成と同グループメンバーによる生計活動の持続化および生活改善のための活動を支援する。さらに、障がい者が自助グループ活動やワークショップなどの社会活動に参加しやすい環境を整えるとともに、障がい者も利用しやすい施設や環境に関する地域社会の理解を促進するため、村の集会場や学校などの公共施設のバリアフリー整備を行う。加えて、補助具など、福祉サービスを提供する専門機関の情報にアクセスすることができていない障がい者については、ラオス保健省が管轄するメディカルリハビリテーションセンター (Center for Medical Rehabilitation、以下 CMR) のモバイルチームを派遣し、必要な福祉サービスを受け取るための機会を提供する。

障がい者の社会活動や経済活動への参加を促進するにあたり、障がい者とその家族を含む地域社会の障がいや障がい者に関する理解の促進が不可欠である。本事業では LDPA 県支部および当会職員を対象に、障がい者権利啓発活動を実施するための講師研修を行い、本事業対象地域において地域社会を対象とした障がいや障がい者の権利に関する啓発活動を実施する。

本事業後も活動地域において障がいインクルーシブな地域社会が推進されていくためには、地方行政機関とともに各県の障がい者支援に取り組む中心的存在となる LDPA 県支部の能力強化と経験の蓄積が重要である。本事業においても LDPA を、地方農村部における障がいインクルーシブな社会推進活動の担い手と位置づけ、協働して事業を実施する。継続した能力強化の取り組みにより、先行事業における小規模起業支援のアプローチに加え、地域の様々なニーズに基づく支援事業を、地域社会を巻き込んだ CBID アプローチを用いて計画・運営していくことができるようになることを目指す。

(5) 活動内容	本事業では、ウドムサイ県パクベン郡、ベン郡、ナモー郡、ラー郡の 1 県 4 郡において、地域社会における障がいインクルーシブなネットワークの基盤を構築するとともに、障がい者が社会活動に参加するための手段として、自助グループによるキノコ栽培やヤギの飼育などの生計活動や介助者研修などの生活改善活動を支援する。第 1 年次ではパクベン郡およびベン郡の 2 郡にて、障がい者とその家族、村委員会等を含む関係者によるネットワークを構築する。当会は、その支援を受け生計および生活改善活動を行う障がい者と家族による自助グループの設立を補助し、活動に必要な技術や資材を提供する。また、車いすなどの補助具を製作・配付する専門機関と連携し、福祉サービスへのアクセシビリティの向上を図る。第 2 年次では同ネットワークが選定した公共施設においてバリアフリー化工事を実施し、域内のアクセシビリティ改善に取り組む。さらに、ナモー郡およびラー郡の 2 郡においても同様に、障がいインクルーシブなネットワークの基盤を構築し福祉サービスへのアクセシビリティの向上を図るとともに、自助グループによる活動を支援する。第 3 年次にはナモー郡、ラー郡において公共施設のバリアフリー化工事を実施し、域内のアクセシビリティ改善に取り組む。第 1-3 年次を通じて、当会が先行事業から活動するウドムサイ県において障がい者支援を担う LDPA 県支部の組織強化を図る。第 3 年次においては、全国に県支部を置く LDPA 組織の中でノウハウが蓄積されるよう、障がいインクルーシブな地域社会推進事業の事例集を作成する。 <u>活動 1. 障がいインクルーシブな社会推進のための基盤構築</u> 1-1 事業オリエンテーション、障がい者情報リスト作成、更新（オリエンテーション）〔第 1-3 年次〕 活動を開始するにあたり、各郡の労働社会福祉事務所と連携し、支援が必要な障がい者が多く居住する村（約 5 村を想定）において事業オリエンテーションを開催し、事業の目的を説明し村長や村委員会、障がい当事者とその家族の理解を得た上でベースライン調査を通じて対象地域における障がい者の実態を調査し、個々に必要な支援を行う上で不可欠な障がい者情報リストを作成する。同リストは適宜更新されるよう、後述のインクルーシブネットワークに引き渡す。 第 1 年次にはパクベン郡、ベン郡において障がい者情報リストを作成し、以降はインクルーシブネットワークが更新し、当会職員がフォローアップをする。また、第 2 年次にはナモー郡、ラー郡において障がい者情報リストを作成し、当会職員がフォローアップをする。第 3 年次は上記 4 郡でインクルーシブネットワークが主体となって障がい者情報リストを更新し、当会職員が必要に応じて指導する。 1-2 インクルーシブネットワークの設立〔第 1-2 年次〕 障がい者の社会活動への参加を促進するとともに、社会活動に参加する上での障壁など、地域社会において障がい者が直面している課題を障がい当事者だけでなく地域社会で解決していく体制を整えるために、LDPA 県支部職員、村長、村委員会、障がい当事者とその家族、地域住民（各村 35 名、各郡 5 村を想定）から構成されるインクルーシブネットワークを設立する。障がいインクルーシブ社会構築のためには、障がい当事者の能力強化だけでなく、地域社会における障がい主流化という二つの側面からの働きかけが不可欠であり、インクルーシブネットワークはこの内「障がい主流化」を目的とする（障がい当事者の能力強化は後述の自助グループの活動によって目指す）。インクルーシブネットワークは村長や村の委員会メンバーを始め障がい者や家族を含む地域住民で構成し、障がい者が直面する課題を地域社会の課題として解決策を探ることで、障がい者も参加することができる地域社会を目指す。 インクルーシブネットワークは LDPA 県支部の主導の下、毎月定例会議を開催し、地
-----------------	---

域社会に存在する障壁、課題を確認し、インクルーシブチェックリストを作成および更新し、その解決方法を村の行動計画にまとめる。当会職員は定例会議に参加し、必要に応じて助言、指導を行う。さらに、インクルーシブネットワークメンバーを対象に、障がい者情報リストの登録や管理方法について指導する。また、村の行動計画および村内における障壁や課題を確認する定例会議において教授する。

第 1 年次にはパクベン郡、ベン郡の各村でインクルーシブネットワークを設立し、以降定例会議に同席し必要に応じて指導する。第 2 年次にはナモー郡、ラー郡でインクルーシブネットワークを設立し、以降定例会議に同席し必要に応じて指導する。

1-3 LDPA 県支部職員による障がいに関する啓発活動

①インクルーシブネットワークへの障がい啓発研修の実施（啓発研修①）[第 1-2 年次]

地域社会において障がいインクルーシブな地域社会推進活動を担っていくネットワークメンバー（各村 35 名、各郡 5 村を想定）を対象とした 2 日間の障がい啓発研修を実施する。研修では LDPA 県支部職員が講師となり、障害者権利条約を基に障がい分野の理解促進を図る。参加者が車いすや松葉杖等の補助具を実際に体験し、地域社会において障がい者が社会活動に参加する上でどのような障壁があるのか、また、障壁を取り除くために地域社会ができることを学び、自分の村で何ができるのかを議論することで、障がいへの理解を深めることを目指す。

第 1 年次にはパクベン郡、ベン郡のインクルーシブネットワークを対象に研修を実施し、第 2 年次にはナモー郡、ラー郡のインクルーシブネットワークを対象に研修を実施する。

②行政担当者を対象とした障がい啓発活動の実施（啓発研修②）[第 1-2 年次]

各郡において受益者の生活に密接に関わる労働社会福祉事務所を初めとした各郡政府関係事務所の職員を中心に、インクルーシブネットワークに関わるリーダーなど各郡およそ 25 名を対象に、2 日間の障がい啓発研修を実施する。研修では、LDPA 本部啓発ユニットの講師による指導の下、LDPA 県支部の障がい者権利啓発部門職員が、国連障害者権利条約を基に障がい者の基本的な権利や、ラオスにおける障がいインクルーシブな社会の実現に向けた取り組みについて伝える。同研修においても、参加者が車いすや松葉杖等の補助具を実際に体験し、地域にある障壁や取り除くためにできることを学ぶことで、障がいへの理解を深めることを目指す。

第 1 年次、第 2 年次ともに①のインクルーシブネットワークを対象とした研修に合わせて各郡にて行政担当者を対象とした研修を実施する。

③地域住民等を対象とした障がい啓発イベント [第 2-3 年次]

インクルーシブネットワークと協力し、地域住民を招いて啓発イベントを開催する。イベントでは自助グループによる生計活動の紹介や販売会、参加者によるゲーム大会などの活動を通じて、障がい者の自主性・自立性を共有し、地域社会における障がいに関する理解を促進する。[第 2-3 年次]

活動 2. 自助グループによる活動を通じた障がい者の社会活動参加促進

2-1 障がい者と家族による自助グループの設立サポート、自助グループ運営のための研修の実施 [第 1-2 年次]

当会および LDPA 県支部は、対象となる 4 郡において、障がい者 200 名を対象に自助グループの意義や設立・運営方法を学ぶための研修（自助グループ研修①）を各村で 1 回ずつ（各郡 5 村を想定）実施する。また、村長などの助言の下、参加者の中から活

動的な障がい者をリーダーとして選定し、リーダーを対象に、活動計画やルールの方策方法などグループ運営のための研修（リーダーシップ研修）を各郡で 1 日間実施、リーダーがグループの活動やルールをメンバーとともに設定するために必要な指導を行う。

選定された自助グループリーダーが主導して生計活動に参加するメンバーを集めて自助グループを設立する。メンバーの居住地域や地理的な状況にもよるが、自助グループ同士で経験共有ができるよう、各郡 2 ヶ所以上の設立を目指す。自助グループのメンバーは、社会活動や経済活動への参加状況や家族環境、本人の意欲などを踏まえて選定する。

自助グループは、障がい者の社会・経済活動への参加を促進するために、障がい当事者とその家族（介助者）で構成し、生計活動や日常生活の中で直面する課題に協力して取り組む。本事業では生計活動を行う障がい者が、家族の労働力が不足する場合などにその作業を共同で行うほか、活動の中で生じた問題の解決、収入の一部をグループファンドとして貯蓄して日常生活に必要な経費へ充てるための仕組みの構築、障がい児の世話の仕方の悩みなどにおける協力を、グループごとに相談して実施することを想定している。

生計活動については地域の市場、障がい者や家族の経験などを踏まえ、グループメンバー自身で検討することとするが、キノコ栽培やバイク修理、ヤギの飼育など、ラオスにおいて障がい者が実施する生産活動の例を参考に、LDPA 県支部職員とともに必要に応じて助言し、支援内容を決定する。また、当会は①グループメンバーによる活動計画およびルールの策定、②生計活動の経験を共有する定期会合の実施、③生計活動の共同作業の促進、④グループファンドの設立など、グループ活動の運営を補佐するとともに必要に応じて指導し、グループの組織化を図る。

第 1 年次にはパクベン郡およびベン郡において 100 名の障がい者を対象に、第 2 年次にはナモー郡、ラー郡において 100 名の障がい者を対象に自助グループの設立を支援するとともに運営のために必要な指導を行う。

2-2 自助グループによる活動のための技術研修の実施、資材の配付 [第 1-3 年次]

①生計活動のための技術研修（自助グループ研修②）・資材配付

自助グループメンバー計 200 名が各自行う活動に必要な技術研修（キノコ栽培技術研修、ヤギ飼育技術研修、バイク修理技術研修）を活動ごとに 3 日間実施する。また、活動の開始に当たり、キノコ栽培を実施するメンバーにはおがくず、菌糸、ドラム缶等の資機材、バイク修理の活動を実施するメンバーには電動空気入れや充電器、ドライヤーやプランマ、タイヤ、オイル、等の資機材、ヤギの飼育を実施するメンバーには仔ヤギ、予防接種キット等、各活動に必要な資機材を配付する。配付に際し、資材が受益者によって正しく活用されるよう、当会、LDPA、受益者および村長の間で合意書を結ぶ。メンバーによる生産活動開始後は、LDPA 県支部職員とともにモニタリングを実施し、必要に応じて助言する。また、活動が安定して継続されるよう、収穫や売上の記録方法や、活動に必要な資材の適正な購入額・販売額についても情報を提供するとともに、発注方法等についても指導する。

第 1 年次にパクベン郡、ベン郡において自助グループの活動を開始し、第 1-2 年次に技術研修および必要な資材の配付を行い、モニタリングを実施する。第 2 年次にはパクベン郡、ベン郡における活動に並行し、ナモー郡、ラー郡において自助グループの活動を開始、第 2-3 年次にわたり技術研修および必要な資材の配付を行い、モニタリングを実施する。第 3 年次は全 4 郡のモニタリングを継続する。

②生活改善のための研修（自助グループ研修③）

自助グループメンバー計 200 名を対象に、障がい者や家族によるピアカウンセリングや、障がい児の家族のための介助者研修、グループファンド運営など、グループメンバーの必要に応じた活動に必要な研修を 1 日間実施する。研修内容は LDPA 本部の指導の下、ラオス国内外の情報を収集し、当会および LDPA 県支部が設定する。第 1 年次にはパクベン郡、ベン郡において、第 2 年次にナモー郡、ラー郡においてピアカウンセリングなど、生活改善のための研修を実施する。第 3 年次は、モニタリングを実施し、必要に応じて指導する。

2-3 自助グループでの活動推進・成果共有、地域住民を対象とした成果報告 [第 1-3 年次]

生計活動を行う自助グループメンバーが直面する課題や成功例を共有し、協働して活動を改善していく方法を話し合う場として、自助グループメンバーのグループディスカッション（自助グループセミナー①）を実施する。また、自助グループメンバーによる生計活動の成功例や課題を同郡内のグループ間で共有する報告会を開催し、各グループリーダー主導の下で互いの活動に活かす体制を構築する（自助グループセミナー②）。また、インクルーシブネットワークの定例会合においても自助グループ活動の成果を報告・共有し、コミュニティにおける自助グループの周知と理解促進に努める。さらに、自助グループのメンバーには自宅に掲示できるよう生計活動に関する看板を配付するとともに、啓発ポスターを作成し、市場などに掲示するとともにグループメンバーにも配付し、生計活動の周知を目指す。

第 1-2 年次にパクベン郡、ベン郡にて自助グループのグループディスカッションおよび同 2 郡の自助グループによる成果報告会を実施し、第 2 年次にはナモー郡、ラー郡において定期的な自助グループのグループディスカッションを実施する。第 3 年次は、ナモー郡およびラー郡の自助グループによる成果報告会を開催するとともに、全 4 郡における定期的なグループディスカッションを実施する。

活動 3. 公共施設および福祉サービスへのアクセシビリティ向上

3-1 公共施設におけるバリアフリー環境の整備 [第 1-3 年次]

村長を始めとしたインクルーシブネットワークメンバーにより、学校、ヘルスセンター、集会所等、村行政や施設管理者の合意を得た上で、アクセシビリティの改善が必要な施設を選定するワークショップを開催する（バリアフリーワークショップ）。本事業にて改修される施設がバリアフリーデザインの見本として地域住民に周知されるよう、公共性の高さを考慮する。選定された施設（1 郡につき 5 ヶ所を予定）において、階段の手すりやスロープの設置、バリアフリースイールの設置等、バリアフリー改修工事を実施し、アクセシビリティを改善する。

第 1 年次にはパクベン郡、ベン郡にてインクルーシブネットワークメンバーによるバリアフリーワークショップを開催し、対象とする施設の選定を行う。第 2 年次に同 2 郡で工事を実施するとともに、ナモー郡、ラー郡においてバリアフリーワークショップを開催し、対象施設の選定を行う。第 3 年次に同 2 郡において工事を実施する。

3-2 村長や村の委員会など公共施設の管理者を対象とした、バリアフリー施設維持管理研修の実施（バリアフリー研修） [第 2-3 年次]

改修後に維持管理が適切に行われるよう、インクルーシブネットワークメンバーおよび施設管理者を対象に 1 日間の施設維持管理研修を実施し、バリアフリー設備の維持管理について指導する（バリアフリー研修）。同研修ではバリアフリーの意義やデザインについても共有し、村の委員会等既存の集会の場においてバリアフリーの意義が周知され、他施設におけるバリアフリー化の波及を目指す。同研修後には維持管理

につき、施設管理者と当会の間で合意書を交わす。

第 2 年次にはパクベン郡、ベン郡にて本研修を実施し、第 3 年次にはナモー郡、ラー郡にて本研修を実施する。

3-3 専門機関への照会、福祉サービス専門機関リスト作成、福祉サービスの提供 [第 1-3 年次]

障がい者情報リストに基づき、車いすや義肢装具などの補助具を提供している CMR や視覚障がい者や聴覚障がい者のための教育機関等、必要に応じて福祉サービスの専門機関への照会支援を行う。また、ウドムサイ県最寄りの CMR があるルアンパバーン県までは障がい者が安心して利用できる公共交通機関が限られていることから、同センターと連携し、CMR の専門職スタッフによるモバイルチームが本事業対象地域を訪問し、補助具等のサービス提供の問診を行うためのワークショップを共同開催する。事業終了後も必要な照会支援が持続されるよう、専門機関の情報に関する福祉サービス専門機関リストを作成する。さらに、同リストをインクルーシブネットワークメンバーに配付し、専門機関への照会方法について指導する。

第 1 年次にはパクベン郡、ベン郡において、第 2 年次にはナモー郡、ラー郡において、福祉サービス専門機関リストを作成し、以降専門機関への照会を支援するとともに、補助具等のサービス提供のための福祉サービスワークショップを実施する。

第 3 年次には 4 郡において更新された障がい者情報リストに基づき必要な照会活動のフォローアップを行う。

活動 4. 障がいインクルーシブな社会推進活動の波及

4-1 LDPA 県支部の組織強化 [第 1-3 年次]

第 1 年次には地方都市において障がいインクルーシブな社会を推進する中心となる LDPA 県支部職員に対し、NCDE とともに啓発研修を実施する LDPA 本部啓発ユニットを講師として招き、障がい啓発研修を実施するための 7 日間の障がい啓発研修（講師研修）を実施する。障がい者の権利啓発や政策とその教授法、介助方法、自助グループ活動の促進など、研修内容については本事業で実施する啓発活動の対象者の状況に基づき設定する。対象地域における郡政府職員を対象とした障がい啓発研修の実施に際しては、LDPA 本部啓発ユニット講師の指導の下、LDPA 県支部がアシスタントを務める。

また、本事業を通じて、対象地域における障がい者支援の担い手としての LDPA 県支部職員が障がいインクルーシブな地域社会推進事業の知識を得られるよう、すべての活動を LDPA 県支部職員と協働して実施し、必要に応じた指導を行う（OJT）。第 1 年次は当会職員が主導して LDPA 県支部職員を指導しながら活動を実施し、第 2 年次は LDPA 県支部が主導していけるよう当会職員が支援する。第 3 年次はモニタリングなどを通じ、LDPA 主導の体制を強化する。

本事業後には、先行事業や本事業での障がい者支援アプローチの経験を活かし、ウドムサイ県において LDPA 県支部が独自の障がい者支援事業を実施するための助成金獲得など資金調達に取り組むことを目指し、本事業では事業策定や会計管理、広報活動など、LDPA 県支部の組織強化を支援する。当会の持つ助成金申請の経験や、クラウドファンディングの経験を共有し、LDPA 県支部が実施する事業策定や広報活動につき、必要に応じて助言や指導を行う。

4-2 LDPA 職員による障がいインクルーシブ事例集の作成と LDPA 本部および他県の LDPA 支部職員への共有 [第 3 年次]

本事業実施に際しては、定期的に政府関係各局担当者を招いた会議を開催し、本事業のモニタリングおよび評価を実施することで、政府関係各局の障がいインクルーシ

	づな地域開発に関する理解を促進する。 LDPA 県支部とともに、本事業を通じて得た障がいインクルーシブな地域社会推進事業に関するアプローチのノウハウや成果をまとめ、障がいインクルーシブ事例集にまとめる。また、LDPA が持つ全国県支部および関係機関を対象に事例集を用いて障がいインクルーシブな地域社会推進活動の成果を発表し、他県の LDPA 支部を含めた LDPA 内において本活動に関するノウハウの蓄積を図るとともに、同活動の他県への展開を促進する。 第 1 年次および第 2 年次の開始後 6 ヶ月時点では、ウドムサイ県において労働社会福祉省や外務省、各県関係局を招いて事業モニタリングを開催し、障がいインクルーシブネットワークや障がい当事者自助グループによる生計活動の様子を視察するとともに、関係者間で課題への対策を協議することで、改善に向けた関係者間の連携を促進する。第 1-3 年次事業終了時には、関連省庁や各県関係各局を招いて終了時会議を開催し、各郡における本事業の成果を報告し合うとともに、事業の評価を行う。第 3 年次には、障がいインクルーシブ事例集を報告する。 裨益人口（第 1 年次） 合計裨益者数）約 15,500 名 直接裨益者）約 162 名 障がい者 約 100 名、 LDPA 県支部職員 2 名、対象地域の行政機関職員 20、村長および村委員会メンバー 40 名 間接裨益者）障がい者の家族約 450 名、地域住民約 15,000 名、LDPA 本部および他県職員 12 名 裨益人口（3 年間） 合計裨益者数）約 31,000 名 直接裨益者）約 262 名 障がい者 約 200 名、LDPA 県支部職員 2 名、対象地域の行政機関職員 20、村長および村委員会メンバー 40 名 間接裨益者）障がい者の家族約 900 名、地域住民約 30,000 名、LDPA 本部および他県職員 12 名
（６）期待される成果と成果を測る指標	【事業により期待される成果】 【成果 1】 障がい当事者団体（LDPA）を中心に域内に障がいインクルーシブな社会を推進のためのネットワーク基盤が整備される 【指標】 1-1 パクベン郡、ベン郡の計 10 村（各郡 5 村で活動することを想定）において障がい啓発活動に参加した障がい当事者および家族、地域住民の 80%以上が障がいに対する正しい理解を得る[第 1 年次] 1-2 ナモー郡、ラー郡の計 10 村（各郡 5 村で活動することを想定）において障がい啓発活動に参加した障がい当事者および家族、地域住民の 80%以上が障がいに対する正しい理解を得る[第 2 年次] 【確認方法】 各村の理解度チェックテスト 【成果 2】 障がい者が自助グループによる生産活動を通じて地域の一アクターとして社会活動に参加するための知識と能力を得る 【指標】

	2-1 パクベン郡、ベン郡の計 10 村（各郡 5 村で活動することを想定）において自助グループメンバーが生産活動のビジネスプランを策定する[第 1 年次] 2-2 ナモー郡、ラー郡の計 10 村（各郡 5 村で活動することを想定）において自助グループメンバーが生産活動のビジネスプランを策定する[第 2 年次] 2-3 パクベン郡、ベン郡の計 10 村において生産活動を通じて自助グループメンバーの障がいに関する理解が向上する[第 2 年次] 2-4 ナモー郡、ラー郡の計 10 村において生産活動を通じて自助グループメンバーの障がいに関する理解が向上する[第 3 年次] 【確認方法】 各村の自助グループの生産活動のビジネスプランシート、理解度チェックテスト 【成果 3】 障がい者が社会活動に参加するための、公共施設や地域の福祉サービスへのアクセシビリティが向上する 【指標】 3-1 パクベン郡、ベン郡の計 10 村において障がい者とその家族の 80%以上が「施設の利便性が向上した」と回答する[第 2 年次] 3-2 ナモー郡、ラー郡の計 10 村において障がい者とその家族の 80%以上が「施設の利便性が向上した」と回答する[第 3 年次] 3-3 パクベン郡、ベン郡の計 10 村において維持管理研修の参加者 80%以上がバリアフリー施設の維持管理方法を理解する[第 2 年次] 3-4 ナモー郡、ラー郡の計 10 村において維持管理研修の参加者 80%以上がバリアフリー施設の維持管理方法を理解する[第 3 年次] 3-5 パクベン郡、ベン郡の計 10 村において障がい者とその家族の 80%以上が「専門機関への紹介支援にアクセスができる」と回答する[第 2 年次] 3-6 ナモー郡、ラー郡の計 10 村において障がい者とその家族の 80%以上が「専門機関への紹介支援にアクセスができる」と回答する[第 3 年次] 【確認方法】 バリアフリー工事モニタリング、理解度チェックテスト、専門機関への照会記録 【成果 4】 LDPA の県支部の能力強化を通じて障がいインクルーシブな社会推進活動のノウハウが蓄積される 【指標】 4-1 LDPA 県支部職員が障がい啓発の教授法を習得する [第 1 年次] 4-2 LDPA 県支部職員が中心となって障がい啓発研修を実施する[第 2 年次] 4-3 LDPA 県支部が事業終了後の年次計画を策定する[第 3 年次] 【確認方法】 修了証（理解度チェックテストでの正答率 80%以上を持って発行）、啓発研修マニュアル、啓発研修実施実績、年次計画書
(7) 持続発展性	事業の持続性 本事業では、障がい者の自助グループによる生活改善・生産活動や、地域における課題解決に取り組むインクルーシブネットワークによる活動を通じ、障がいに対する地域全体の理解が促進されるとともに、地域社会の課題解決能力が高まり、障がいインクルーシブな相互補助体制が構築されることを目指す。また、国内最大の障がい当事者団体である LDPA に対し、独自の事業計画策定や組織管理等の能力強化を行うこ

(様式 1)

とで、障がいインクルーシブな地域社会推進事業の持続性が見込まれる。

事業の発展性

ラオス国内に 10 以上の県支部を持つ LDPA の他の県支部および本部職員を対象に障がいインクルーシブな地域社会推進事業による成果を共有することで、活動のノウハウが LDPA 組織内部に蓄積され、ラオス国内で広く波及することが期待される。